

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 30 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0930 第 4 号
令和 3 年 9 月 30 日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和3年10月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第9号)の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

別添 1

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和2年3月5日保医発0305第9号)の一部改正について

の3の133(2)ア中の「大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変」を「大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変又はステント内再狭窄病変」に改める。

別添 2

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

別表の の 133(4) キ中の「大腿膝窩動脈の自家血管に狭窄病変」を「大腿膝窩動脈の自家血管に狭窄病変若しくはステント内再狭窄病変」に改める。

(別添1参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第9号)の一部改正について
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) PTAバルーンカテーテル</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変又はステント内再狭窄病変</u>に対し再狭窄抑制型を用いる場合は、関連学会が定める、「<u>大腿膝窩動脈用薬剤コーティングバルーンの適正使用指針</u>」に沿って使用した場合に限り算定できる。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ~エ (略)</p> <p>(3)~(13)</p> <p>184~211 (略)</p> <p>4~6 (略)</p> <p>~ (略)</p>	<p>診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) PTAバルーンカテーテル</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変に対し再狭窄抑制型を用いる場合は、関連学会が定める、「<u>大腿膝窩動脈用薬剤コーティングバルーンの適正使用指針</u>」に沿って使用した場合に限り算定できる。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ~エ (略)</p> <p>(3)~(13)</p> <p>184~211 (略)</p> <p>4~6 (略)</p> <p>~ (略)</p>

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表) (略) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～132 (略) 133 ガイディングカテーテル (1)～(3) (略) (4) PTAバルーンカテーテル 、 (略) 機能区分の定義 ア～カ(略) キ 再狭窄抑制型 <u>大腿膝窩動脈の自家血管に狭窄病変若しくはステント内再狭窄病変のある患者又はブラッドアクセス用のシャントに狭窄病変若しくは閉塞病変のある患者に対し、経皮的血管形成術のバルーン拡張時に、バルーンに塗布されている薬剤を血管内壁に吸収させることを目的に使用するカテーテルであること。</u> (5)～(23) (略) 134～211 (略) ～ (略)</p>	<p>(別表) (略) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～132 (略) 133 ガイディングカテーテル (1)～(3) (略) (4) PTAバルーンカテーテル 、 (略) 機能区分の定義 ア～カ(略) キ 再狭窄抑制型 大腿膝窩動脈の自家血管に狭窄病変のある患者又はブラッドアクセス用のシャントに狭窄病変若しくは閉塞病変のある患者に対し、経皮的血管形成術のバルーン拡張時に、バルーンに塗布されている薬剤を血管内壁に吸収させることを目的に使用するカテーテルであること。 (5)～(23) (略) 134～211 (略) ～ (略)</p>